

任用期間・勤務条件等一覧

区分	任用期間		募集人数	休暇等	社会保険等
【A】	(1) 産前産後休暇代替臨時的任用職員	(2) 育児休業代替 臨時的 任用職員	1 名	臨時的任用職員としての任用期間：12日間	大阪市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険
	令和7年10月6日 ） 令和 8 年 1 月22日（予定）	令和 8 年 1 月23日（予定） ） 令和 8 年 3 月31日（予定）			
【B】	(1) 産前産後休暇代替臨時的任用職員	(2) 育児休業代替 任期付 職員	1 名	臨時的任用職員としての任用期間：8 日間 任期付職員としての任用期間：23日間	大阪市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険（臨時的任用職員の期間のみ）
	令和7年10月6日 ） 令和 8 年 2 月20日（予定）	令和 8 年 2 月21日（予定） ） 令和 9 年 3 月31日（予定）			

<任用期間について>

- ・任用期間(1)(2)合わせての任用となります。
- ・区分【B】について、本務職員の産前産後休暇期間は「臨時的任用職員」として任用を開始し、育児休業期間の開始日から「任期付職員」に任用を切り替えます。
- ・それぞれの任用期間については、産前産後休暇及び育児休業取得者の取得時期により変更となる場合があります。また、育児休業取得者の都合により、育児休業期間が延長となった場合には、任用期間を延長することがあります。

<休暇等について>

- ・それぞれの任用期間により変更となる場合があります。